

アセスメント不適合時の是正勧告等の実施基準および公表内容について

2021年9月16日
電力需給調整力取引所

アセスメントにおいて取引規程に定める要件への不適合が判明した場合の取引規程に基づく処分の実施基準等について、以下のとおりお知らせいたします。

アセスメントにおいて取引規程に定める要件への不適合が判明した場合、本取引所としては以下の項目について総合判断を行ったうえで、当該取引会員さまに対して是正勧告等の処分を行うことがあります。

また、是正勧告等の処分を行った場合、以下の内容を公表いたします。

1. 是正勧告等の実施基準

項目	判断内容
故意・過失の程度	・ 原因等の詳細内容による判断
再発性	・ 過去同一事例の有無、事業者としての回数等による判断
注意義務	・ 公表事例を踏まえた注意有無等による判断
行為の規模等	・ 不足 Δ kW、乖離率、連続コマ数、回数/月等による判断
管理体制	・ 社内管理体制等の状況による判断
自浄作用	・ 自発的な対策有無等による判断
再発防止の実効性	・ 再発防止策の内容等による判断

2. 是正勧告事例の公表内容（例）

	発生月	分類	事象	是正勧告の理由
例	2021.4	単独発電機	担当者の不注意により、発電計画電力を考慮せず発電上限電力にて応札したため、○日間に亘り延べ○kWhの不適合が発生した。	市場への影響が大きく、効果的な再発防止策も施されていないため。

以上